

# 提 案 理 由

報告第1号  
専決第1号

委任専決処分をしたものについて  
損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに對し、同条第2項の規定により報告するものである。

## 【事故の概要】

平成29年1月24日、養父市小城地内で、交差点で信号待ちをしていた際、すれ違うために市公用車及び相手車両がお互いの車両を避けようと前進したが、積雪で道幅が狭くなっていたため接触し、相手車両の運転席ドア等を破損させたもの

- ・過失割合 市の過失50%
- ・損害額 71,955円
- ・協議が整った日 平成29年3月15日